

事 務 連 絡

平成22年6月9日

各都道府県建設業協会

事 務 局 長 殿

社団法人 全国建設業協会

総 務 部

公益法人制度改革に関する情報提供《vol.29》

【公益目的支出計画の作成について】

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

『月刊 公益法人』（6月号）【公益財団法人公益法人協会 発行】に、“公益法人会計Q&A”『公益目的支出計画の作成について』と題する別添の記事が掲載されましたので参考にお知らせいたします。

今回の記事では、特例民法法人が一般法人に移行する際に作成を義務づけられている「公益目的支出計画」について、作成の趣旨や作成方法等について詳細に説明されており、一般社団法人への移行を検討されている建設業協会にとりましても役に立つものと思われます。

今後も、移行認定・認可申請に向けて有用と思われる情報につきまして、積極的に提供を続けていく予定としておりますので、是非ご活用いただくようお願い申し上げます。

以 上

公益目的支出計画の作成について

公認会計士

出塚清治

問 特例民法法人が、一般法人に移行するには、公益目的支出計画の作成をしなければならないが、公益目的支出計画はどのように作成するのか。また、認可後の公益目的支出計画実施報告書の作成と提出等について教えていただきたい。

解説

平成18年6月2日に公益法人制度改革三法が公布され、平成20年12月1日から施行された。この法律は、「民が担う公益」が活発に行われ、その健全な発展を促進するための制度改革である。

この三法は、法人法、認定法、整備法（三法の略称、以下同じ）であるが、民法法人はこの法律の施行と同時に移行期間5年間（平成20年12月1日から平成25年11月30日まで）は、特例民法法人として従来のまま存続することとした。整備法においては、施行日以降の移行期間5年間において特例民法法人は、次のいずれかを選択することになる。

- ①公益法人への認定を申請する場合（整備法44）
- ②一般法人への認可を申請する場合（整備法45）
- ③移行期間満了により解散する場合（整備法46）

特例民法法人が、公益認定の基準が満たされない場合や法人の運営上の理由で、上記②の一般法人への認可を申請する場合には、次に説明する公益目的支出計画を作成し、それに基づく支出をすることが必要となるが、一般社団・財団法人への移行認可手続きの概要は、次頁のと

おりである。

1 公益目的支出計画を作成することの趣旨

特例民法法人が、一般法人への認可を申請する場合には、公益目的支出計画の作成が義務付けられているが、公益目的支出計画を作成することの趣旨は、改正前民法法人の保有する財産が、従来から公益法人として寄附や税制上の優遇措置を受けて形成されていたものであり、当該財産は、当該法人の公益事業に費消されることが必要なものである。公益法人が解散する時に保有する残余財産は、主務官庁から類似公益目的のために寄附するなど、公益性のある活動に承継するように行政指導がなされていた。

このように、いわば公益的性格を有する財産が、通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行することにより、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられ無制限に公益目的以外に費消されることは適当でないと考えられるため、当該法人の公益目的事業（継続事業）に費消すべき公益目的支出計画の作成及びこれに基づく支出を義務づけたものである。

2 公益目的支出計画の作成について

公益目的支出計画の作成とは、特例民法法人が残余財産に相当する額として算定した額（以下「公益目的財産額」という）を公益の目的のために支出することにより零とする計画（以下「公益目的支出計画」という）を作成する（整

●移行認可手続の概要

①移行認可の申請書類の作成
②移行認可申請書の行政庁への提出 「移行認可申請書」には、次の「別紙」も同時に提出することになる。 「別紙1～4」として添付する書類は、次のようなものである。 「別紙1 法人の基本情報」 (法人の名称、主たる事務所の住所及び連絡先、代表者の氏名、事業年度、事業の概要等を記載) 「別紙2 公益目的財産額」 (算定日、公益目的財産額(資産の評価、引当金、基金明細等)の記載) 「別紙3 公益目的支出計画等」 (公益目的支出計画の概要、実施事業(公益目的事業)の内容等、実施事業(継続事業)の内容等、特定寄附の内容等、公益目的支出計画の実施の見込み、公益目的支出計画の実施期間中における収支の見込み、その他の主要な事業の内容等、その他の説明書類(役員等の報酬、使用人を兼務する理事の給料手当、使用人を兼務する理事以外の給料手当、使用人の給料手当、各事業に関連する費用額の配賦計算表、収支予算の事業別区分経理の内訳表)等 「別紙4 その他の添付書類」 (定款、定款の変更の案、定款の変更に関し必要な手続きを経ていることを証する書類、登記事項証明書、算定日における財産目録並びに貸借対照表及び附属明細書、申請直前事業年度の損益計算書及び附属明細書、申請直前事業報告及び附属明細書、事業計画書及び収支予算書、許認可等を証する書類、最初の評議員の選任に関する旧主務官庁の認可書の写し(特例財団法人の場合のみ)、会員等の位置づけ及び会費に関する細則、事業・組織体系図等)
③行政庁において書類審査
④認定等委員会(都道府県ごとの合議制機関)においての審査
⑤行政庁から審査の結果の認可書(又は不認可書)の受領
⑥認可書受領後2週間以内に解散・設立登記
⑦行政庁への完了の届出・公益目的財産額の届出と公示

備法119①)。

公益目的財産額は、当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額であり、公益目的支出計画に記載する公益の目的のための支出は、次のとおりである(整備法119②一、整備法規則14)。

イ 公益目的事業のための支出

ロ 特定寄附

ハ 継続事業(継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出で上記イ以外の支出)

上記ハの「継続事業」は、旧主務官庁の監督

下において公益に関する事業と位置づけられたことから当該事業が定款に定められていることが必要であり、当該事業について行政庁は、旧主務官庁から意見聴取を行うものとしている(整備法120④)。なお、イの「公益目的事業のための支出」についても定款で定められていることが必要である。

公益目的支出計画は、適正であり、確実に実施できるか否かを判定するが、実施費用のみならず、法人活動全般について、財務的な影響により計画の安定的な実施が妨げられないかについても留意する(整備法117①二、ガイドラインⅡ 1. 2. 次の3及び4に記載)。

(1) 公益目的財産額の計算

公益目的財産は、算定日(原則として、申請

時の公益目的財産額の算定日は、許可の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の末日)の貸借対照表の数値を基準に算定する。算定方法は、次の合計額(ア+イ+ウ+エ+オ)をいう(整備法規則14①)。

- ア 貸借対照表の純資産額
- イ 時価評価資産の時価が帳簿価額を超える評価益
- ウ 時価評価資産の帳簿価額が時価を超える評価損
- エ 基金の額
- オ 貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額

①資産の評価について

公益目的財産額の算定に必要な資産の評価に当たっては、過大な費用をかけることは適当でないとして、次のようである(ガイドラインⅡ 1.(4))。

ア 土地の評価方法について

例えば、固定資産税評価額や不動産鑑定士が鑑定した価額等による。

イ 減価償却資産の評価方法について

建物等の減価償却資産については、時価評価資産に含めないものとする。ただし、不動産鑑定士による鑑定評価を妨げない。

ウ 有価証券の評価方法について

上場されていることにより市場価格が容易に把握できる場合は、市場価格を用いた時価評価を行うものとする。市場性がない場合であっても評価を行うことが可能な場合は時価評価とする。

なお、市場性がなく評価が困難な場合は当該有価証券の取得価額又は帳簿価額とする。

エ 美術品等その他の資産の評価方法について

法人において移行後も引き続き実施事業に使用するものは、時価評価が可能であっても帳簿価額とすることを認める。

継続的に実施事業に使用する予定がないものの、売却の予定があるものについては時価評

価を行う。ただし、帳簿価額と時価との差額が著しく多額でないと法人において判断する場合や時価評価を行うことが困難な場合は、帳簿価額とすることを認める。

②引当金等について

負債(資産の控除を含む。)として計上されている引当金(引当金に準ずるものを含む。)については、公益目的財産額の算定から控除する。

会費等の積立による準備金等については、負債として計上されていない場合であっても、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能である場合には、引当金と同様に公益目的財産額の算定から除くことができる。

また、退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異は、公益目的財産額の算定から控除することができるが、公益目的財産額の算定時に控除した未処理額について、移行後の各事業年度における費用処理の額は公益目的支出の額に算入しない。

(2) 実施事業等に係る収入と支出について

①公益目的支出の額について

整備規則第16条に規定する「公益目的支出の額」のうち、同条1号の「実施事業に係る事業費」とは、実施事業の目的のために要する費用とする。

また、事業費に含むことができるものの取扱いについては、認定法と同様の考え方で、次のようである。

ア 実施事業等費用額とその他の事業費用額及び管理費とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦する。

イ 配賦することが困難な費用額について、実施事業等費用額とその他の事業費用額とに関連する費用額である場合にあっては、その他の事業費用額とすることができる。

ウ 配賦することが困難な費用額について、実施事業等費用額とその他の事業費用額及び管理費とに関連する費用額は、管理費とすることができる。

②実施事業収入の額について

整備規則17条第1項に規定する「実施事業収入の額」のうち同項第1号の「実施事業に係る収益」とは、原則として次のとおりとする。

ア 実施事業の実施に係る対価としての収益
(入場料、手数料等)

イ 使途が実施事業に特定されている収益

ウ 法人においてルールを設定し、実施事業収入と定めた収益

なお、使途が実施事業に特定されている積立金(基金)の運用益について、実施事業の財源を実施事業に係る収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。

同項第2号の「実施事業資産から生じた収益」とは、例えば実施事業資産の売却益などが該当する。

なお、使途が実施事業に特定されている積立金(基金)の運用益について、実施事業の財源を実施事業資産から生じた収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業資産から生じた収益としないことができる。

※法人が公益目的支出計画に記載する「実施事業等」については、支出の総額が収入の総額を上回ることを要する。

なお、複数の実施事業等を盛り込む場合であり、それらの実施事業のうちいくつかの実施事業については、支出額が収入を上回らないものであっても上記を満たす限り可能とする。

3 公益目的支出計画が「適正」であることについて

公益目的支出計画が「適正」であることについては、以下の事項を確認する(整備法117二)。

(1)公益目的支出計画に記載された実施事業等は、整備法119②一(注)に該当していること。

(注)イ 公益目的事業のための支出

ロ 特定寄附

ハ 継続事業(継続して行う不特定かつ多数

の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出で上記イ以外の支出)

(2)実施事業等を行うにあたり、特別の利益を与えないものであること。

(3)実施事業を行うのに必要な技術的能力を有していること。

(4)公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていること。

なお、公益目的支出計画に記載する実施事業等について、認可申請を行う法人は、公益目的支出計画に実施事業等ごとに記載することを要し、それぞれについて内容、収益・費用に関する額等について記載する。収益事業や共益的事业など実施事業に該当しない部分が含まれている場合にはこれを区分し、実施事業に該当する部分について記述することを要する。

また、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間を認める。

ただし、明らかに法人の実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是正を求めることもあり得る。

4 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて

法人が「公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて」(整備法117二)とは、実施事業等以外の事業及び管理運営を含む法人活動全般について、その財務的な影響により実施事業等のために資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられないことがないと見込まれることとする。

申請時には、法人全体の直近1年間の事業計画及び公益目的支出計画実施期間における当該法人全体の収支の見込みを記載した書類により確認する。収支の見込みには、多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分など法人全

体の財務に大きな影響を与える活動についても含むこととし、計画があれば当該申請書類に記載する。

なお、申請時には、公益目的支出計画に記載する事業以外の事業について、申請する法人の全体の事業のうち主な事業について記載することとする。

これらの見通しから「確実に実施すると見込まれるもの」と認めないこともありうる。

移行後において、多額な借入れ等や資産運用方針の大幅な変更などを行うことにより申請時の収支の見込みが変更される場合には、事前に行政庁に届け出ることを求める。

なお、これらの活動により公益目的支出計画が当初の実施期間内に完了しないこととなる場合には、あらかじめ整備法125①に規定する公益目的支出計画の変更認可を受けなければならない。

5 計算書類と申請書への記載例

次の計算書類から申請書類の記載例を示す。

(1) 計算書類

貸借対照表（略式）

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	45	未払金	50
未収金	80	流動負債合計	50
流動資産	125	固定負債	
固定資産		退職給付引当金	20
基本財産		固定負債合計	20
土地	50	負債合計	70
投資有価証券	150	正味財産の部	
定期預金	5	指定正味財産	0
基本財産合計	205	一般正味財産	436
特定資産		(うち基本財産への充当額)	(205)
〇〇周年事業積立預金	10	(うち特定資産への充当額)	(26)
会館建設積立預金	16	正味財産合計	436
退職給付引当預金	20		
減価償却引当預金	30		
特定資産合計	76		
その他固定資産			
什器備品	100		
その他固定資産合計	100		
固定資産合計	381		
資産合計	506	負債及び正味財産合計	506

(注) 土地の時価（固定資産税評価額） 200

投資有価証券の時価（市場価額） 150

正味財産増減計算書内訳表（一部）

科 目	実施事業等会計				...	...
	(継1) 助成事業	(継2) 施設事業	共通	小計	...	...
(一般正味財産増減の部)						
経常増減の部						
経常収益						
基本財産受取利息						
受取会費						
施設事業収益		45		45		
...						
経常収益計	0	45		45		
経常費用						
事業費						
助成金	100			100		
会場費		120		120		
給料手当	20	20		40		
旅費交通費	10	10		20		
減価償却費	10	5		15		
管理費						
...						
経常費用計	140	155		295		
当期経常増減額	-140	-110		-250		
他会計振替額			51	51		
当期一般正味財産減額	-140	-110	51	-199		

(2) 申請書への記載例

【別紙2：公益目的財産額】

2. 公益目的財産額

1. 算定日	平成×年3月31日
2. 公益目的財産額 (i + ii - iii - iv)	586
i 貸借対照表の純資産の部の額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部の額を記載してください。	436
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 ...規則第14条第1項第1・2号 ※別表A(1)の(時価－帳簿価額)の額を記載してください。	150
iii 基金の額...規則第14条第1項第3号 ※別表A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。	0
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額 ...規則第14条第1項第4号 ※別表A(4)の額を記載してください。	0

別表A（1）〔公益目的財産額の算定〕

【時価評価資産の帳簿価額との差額】

（1）時価の合計額	（2）帳簿価額の合計額	（1）－（2）の額
350	200	150

【時価評価資産の明細】

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
（土地又は土地の上に存する権利…規則第14条第1項第1号イ）				
イ1	土地（〇〇市××…）	50	200	固定資産税評価額を使用
小 計				
（有価証券…規則第14条第1項第1号ロ）				
ロ1	〇〇会社（××株）	150	150	時価法（市場価額を使用）
小 計				
（その他時価と帳簿価との差額が著しく多額な資産…規則第14条第1項第1号ハ）				
小 計				

別表A（2）〔公益目的財産額の算定〕

【時価評価資産以外の資産明細】は、該当がないので省略する。

別表A（3）〔公益目的財産額の算定〕

【引当金の明細】

（1）実施事業等に係るもの

番号	引当金の名称	帳簿価額	目 的	事業番号
計上額の算定根拠				
1	退職給付引当金	20	職員の退職給付に備えるため	継1、継2
	平成×－1年度の末日における退職給付債務の見込額を計上している。その他の事業及び法人の管理運営業務にも関連した引当金である。			
2				

（2）（1）以外のもの

番号	引当金の名称	帳簿価額	目 的	事業番号
計上額の算定根拠				
1				

別表A（4）〔公益目的財産額の算定〕

【基金の明細】等は、該当がないので省略する。

【別紙3：公益目的支出計画等】

3. 公益目的支出計画

【公益目的支出計画の概要】

1	法人の名称	財団法人…
2	主たる事務所の所在場所	東京都…
3	公益目的財産額	586円
4	実施事業等の事業番号 [※] 及び内容	
	公益目的事業 (整備法第119条第2項第1号イ)	—
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継1 助成事業…
		継2 施設事業…
	特定寄附 (整備法第119条第2項第1号ロ)	—
5	公益目的支出の見込額（平均の額）	295円
6	実施事業収入の見込額（平均の額）	45円
7	(5の額) - (6の額)	250円
8	公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日	平成×年×月×日
9	公益目的支出計画の実施期間	3年間
10	8の年度までに合併する予定の有無 (有の場合、予定年月日)	☐ 有 ☒ 無
11	時価評価資産の明細	別表A(1)のとおり

注：左欄に事業番号を記載してください。

(公益目的事業の場合→公1、公2…、継続事業→継1、継2…、特定寄附→寄1、寄2…)

6 公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等

移行法人は、各事業年ごとに、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（公益目的支出計画実施報告書）を作成し、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない（整備法127）。

この公益目的支出計画実施報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（整備法規則41）。

- 一 当該事業年度の実施事業等の状況
- 二 当該事業年度の公益目的支出の額及び明細
- 三 当該事業年度の実施事業収入の額及びその明細
- 四 算定日に有していた時価評価資産の当該事業年度の末日における状況
- 五 当該事業年度の引当金の明細

六 当該事業年度の整備法規則14④四（貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額）に規定するものの明細

七 公益目的財産額

八 当該事業年度の末日における公益目的収支差額

九 当該事業年度の末日における公益目的財産残額

7 公益目的支出計画の実施が完了したことの確認

移行法人は、公益目的支出計画に基づき、公益目的の支出により公益目的財産残額が零となったときは、行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができる（整備法124、整備法規則34）。

確認を受けた以後、行政庁による監督はないことになる。